

熱海市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月17日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第38号

熱海市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

熱海市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年熱海市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち熱海市税賦課徴収条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第36条の2第8項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加え、同条例第63条の2第1項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第89条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「）又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第149条第1号の改正規定中「以下同じ」を「以下この号において同じ。」に改め、「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第4号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。